その他告示

○総務省告示第三百九十一号

市町の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条第十項の規定に基づき、新潟県十日町市と南魚沼郡湯沢町との境界が令和七年十月二日に次のとおり確定した旨、最高裁判所から通知があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月九日

総務大臣　林　芳正

高津倉山及び高石山付近における十日町市と南魚沼郡湯沢町の境界は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第八系（世界測地系）を用いて得た次の座標番号一から四八三までの各点を順次直線で結んだ線とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

座標番号	座標値　平面直角座標第Ⅷ系（世界測地系）
一	X座標　一〇六、二五二メートル Y座標　一一七、三七七メートル
二	X座標　一〇六、六六六、七〇一メートル Y座標　一一三、一六二メートル
三	X座標　一〇六、六四七、六四四メートル Y座標　一〇七、一五七メートル
四	X座標　一〇六、六二八、八九九メートル Y座標　一〇〇、一九四メートル
五	X座標　一〇六、六一一、一三八メートル Y座標　〇九一、一四七メートル
六	X座標　一〇六、五九四、〇三四メートル Y座標　〇八〇、七八五メートル
七	X座標　一〇六、五七七、六三一メートル Y座標　〇六九、四三八メートル
八	X座標　一〇六、五六一、一九〇メートル Y座標　〇五八、一四二メートル
九	X座標　一〇六、五四二、三六三メートル Y座標　〇五一、六五四メートル
一〇	X座標　一〇六、五二三、四六九メートル Y座標　〇四五、〇九六メートル
一一	X座標　一〇六、五〇四、八五九メートル Y座標　〇三七、八一二メートル
一二	X座標　一〇六、四八六、五六二メートル Y座標　〇二九、七四五メートル
一三	X座標　一〇六、四六八、九八九メートル Y座標　〇二〇、一九五メートル
一四	X座標　一〇六、四五一、〇二三メートル Y座標　〇一一、四二六メートル

一五	X座標　一〇六、四三二、七七二メートル Y座標　〇〇三、二五四メートル
一六	X座標　一〇六、四一四、三三一メートル Y座標　九九五、五一三メートル
一七	X座標　一〇六、三九五、四九三メートル Y座標　九八九、〇一七メートル
一八	X座標　一〇六、三七五、九一三メートル Y座標　九八七、六七三メートル
一九	X座標　一〇六、三五六、一六九メートル Y座標　九九〇、五四七メートル
二〇	X座標　一〇六、三三六、一九二メートル Y座標　九九一、四六二メートル
二一	X座標　一〇六、三一六、二〇一メートル Y座標　九九一、三三五メートル
二二	X座標　一〇六、二九六、二八九メートル Y座標　九九二、五六九メートル
二三	X座標　一〇六、二七六、四〇二メートル Y座標　九九一、八四八メートル
二四	X座標　一〇六、二五七、五三七メートル Y座標　九八五、六六四メートル
二五	X座標　一〇六、二四〇、一二九メートル Y座標　九七五、九二九メートル
二六	X座標　一〇六、二二三、一二六メートル Y座標　九六五、三九九メートル
二七	X座標　一〇六、二〇六、二四五メートル Y座標　九五四、六七四メートル
二八	X座標　一〇六、一九〇、七一三メートル Y座標　九四二、二四九メートル
二九	X座標　一〇六、一七六、六七三メートル Y座標　九二八、〇一四メートル
三〇	X座標　一〇六、一六三、四〇七メートル Y座標　九一三、〇四八メートル
三一	X座標　一〇六、一四九、七八五メートル Y座標　八九八、四一四メートル
三二	X座標　一〇六、一三五、七三八メートル Y座標　八八四、一七七メートル
三三	X座標　一〇六、一二一、七六六メートル Y座標　八六九、八六六メートル
三四	X座標　一〇六、一〇七、八三七メートル Y座標　八五五、五一五メートル